

(3) 東京都中央卸売市場条例と農林水産省業務規程例との比較表
 (ア) 委託手数料

	東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		1 卸売業者の届出制とする場合	2 知事が上限を定め届出制とする場合	3 知事が上限を定め、その範囲内での承認制とする場合	4 知事が委託手数料を定める場合
手 続	条例第82条(抜粋) 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次表に掲げる定率以内において、規則(第63条)で定める定率を乗じて得た金額とする。 表(略)	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額について、知事が定める額以内においてあらかじめ定め、知事に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額について、知事が定める額以内においてあらかじめ定め、知事の承認を受けなければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額は、知事が規則で定めるものとする。
周知方法		卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。	同左	同左	
開設者の関与	条例第82条第2項 知事が定めた定率を変更しようとするときは、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の意見を聴かなければならない。	知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。	同左	知事は、第1項の承認の申請があった委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、同項の承認をしてはならない。	
注 釈		(注) 委託手数料の額又はその上限を開設者が決定する場合は、卸売業者から、経営状況や卸売業者として適当と考える手数料の額の水準等を聴取した上で、生産者を委員を含む中央卸売市場開設運営協議会の意見を聴いて決定するなどの方法をとることが適切と考えられる。			
備 考	卸売市場法制定時に生鮮食料品流通改善対策要綱の閣議決定を踏まえ、各開設者の業務規程(条例)で定率が定められ現在に至っている。手数料率は全国一律であり、取扱品目毎に下記の料率となっている。	卸売業者が機能・サービスや地域品目毎の取引実態に応じて、自らの判断で、自由に料率を設定する。	上限を越えた料率の設定は出来ず、経営上の制約が生じる。 合理的で妥当性のある上限の定め方を検討する必要がある。	同左 同左 合理的で妥当性のある承認基準を定める必要がある。	経営の自由度に制約が生じる。 料率の設定について合理的な数値、根拠を示す必要がある。
	主な取扱品目				
	生鮮水産物及びその加工品	100分の5.5			
	野菜及びその加工品	100分の8.5			
	果実及びその加工品	100分の7			
	肉類	100分の3.5			
	花き	100分の9.5			